

令和 8 年 7 月 2 7 日

東京二十三区清掃一部事務組合

**令和 7 年台風第 2 2 号及び第 2 3 号により発生した八丈町の災害廃棄物の
受入処理について**

当組合では、特別区長会、東京都八丈町及び東京都が締結した「八丈町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」に基づき、災害廃棄物について、当組合の清掃工場で受入処理することといたしました。概要は下記のとおりです。

記

1 受入災害廃棄物

可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））

2 処理期間

令和 8 年 7 月から令和 8 年 1 2 月まで

3 処理見込量

4, 0 0 0 トン

4 受入方法

災害廃棄物は、都所有のコンテナにより清掃工場へ搬入される予定です。

5 初回受入先（予定）

令和 8 年 7 月 3 1 日 新江東清掃工場（東京都江東区夢の島三丁目 1 番 1 号）